

# 松戸市学区審議会会議録

令和7年度 第1回

## 令和7年度 第1回松戸市学区審議会会議録

1 日 時 令和8年1月19日(月) 午前10時30分から午前11時30分

2 場 所 松戸市役所 7階 大会議室

3 出席委員 14名

1号委員	知識経験を有する者	伊藤 智清
		秋庭 良一
		勝又 英子
		奥山 恵子
2号委員	学校長の代表	佐藤 道照
		石井 理恵子
3号委員	P T A の代表	田村 優翼
		田代 和美
4号委員	住民の代表	恩田 忠治
		渋谷 寛之
		町山 雅則
		川井 清晶
		佐藤 隆男
		田中 孝

4 欠席委員 1名

大木 賢 委員

5 事務局(出席説明員:10名)

教 育 長	波田 寿一
学 校 教 育 部 長	中坂 正夫
学 校 教 育 部 審 議 監	町山 信之
生 涯 学 習 部 長	村上 陽子
学 務 課 長	南 進史
特別支援教育担当室長	山口 広美
特別支援教育担当室長補佐	高橋 宏樹
学 校 施 設 課 長	久保田 昭彦
教育政策研究課長	秋田 敦子

6 傍聴人 0名

7 次第

1 開会のことば

2 教育長挨拶

3 審議会会長挨拶

4 議題

(1)知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について

(2)規程にない新住所等の学区の変更について

5 その他

<p>司会</p>	<p>(開会のことば) (資料確認)</p>
<p>教育長</p>	<p>(委員紹介) (事務局紹介)</p>
<p>司会</p>	<p>(教育長挨拶)</p> <p>本日の審議会でございますが、審議会委員15名中14名の出席をいただいております。したがいまして、松戸市学区審議会条例第6条第2項の規定により本日の審議会は成立しております。</p> <p>本市学区審議会は、令和7年7月1日付けをもって任期満了に伴う委員改選を行いましたので、松戸市学区審議会条例第5条第2項の規定に基づき、改めて会長を委員の皆様の互選により、選出していただきたいと存じます。何かご意見はございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回、私、第1期目でございますが、前回までの会議についてわからないところもありますが、委員名簿の方を拝見させていた</p>

委員	<p>だきますと、1号委員並びに2号委員につきましては、私及びOBの方も含めて、行政等が母体になっているかと思われます。</p> <p>こういった審議会の会長につきましては、4号委員、住民の代表の中から選出が望ましいと考えますし、これまでの学区審議会会長につきましても、松戸市町会・自治会連合会の会長様が就任されていると聞いておりますので、会長につきましては、恩田委員、副会長には、渋谷委員にお願いできればと考えております。よろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>ただいま委員からご意見がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(委員一同異議なし)</p>
司会	<p>ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、会長を恩田委員、副会長を渋谷委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、選任されました、恩田会長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
司会	<p>恩田会長、ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に、会議の公開についてお知らせいたします。当審議会は公開会議となっており、議事録は市の行政資料センターで閲覧が可能です。議事録の作成につきましては、ご発言者の氏名は記載せず、委員とし、発言の内容は文書化した際に、不明瞭となる部分についてのみ、事務局で修正させていただきます。</p> <p>松戸市学区審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長となりますので、恩田議長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、傍聴人についての報告でございますが、傍聴人の希望が、本日はないと伺っております。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題である、「(1) 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴う学区の変更について」、「(2) 規程にない新住所等の学区の変更について」の審議に入ります。</p> <p>まず、「(1) 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴う学区の変更について」から審議に入ります</p> <p>このことについて、教育委員会から説明を求めます。よろしくお願ひします。</p>
<p>学務課長</p>	<p>学務課長の南と申します。</p> <p>それでは資料に沿ってご説明をいたします。お手元の諮問書と資料5をご覧ください。</p> <p>初めに、議題(1)「知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴う学区の変更について」をご説明いたします。説明するにあたり、知的障害特別支援学級を以降「知的学級」、自閉症・情緒障害特別支援学級は以降「情緒学級」とさせていただきます。</p> <p>資料5の1、開設の目的についてです。本市の特別支援教育においては、個々の教育的ニーズに対応できるよう、個別の指導計画を作成して、保護者との連携をとりながら、一人一人に応じたきめ細かな指導をしております。特別支援の必要な児童の増加に伴い、児童の通学の負担を減らし、地域の学校で、より安心、安全に通学ができるように、計画的に新規の設置を進めていく必要がございます。そこで、令和8年度については「知的学級」を高木小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校、松ヶ丘小学校、和名ヶ谷小学校、小金北中学校の6校に新たに新設することを計画いたしました。</p>

学務課長

また、「情緒学級」については、横須賀小学校と古ヶ崎中学校に新たに開設することを計画いたしました。

次に、「(1) 松戸市内の知的障害特別支援学級」と、資料7をご覧ください。

現在、「知的学級」は市内31校の小学校、13校の中学校に設置されており、小中学校合わせての設置率は67.7%となっております。新設した場合には、「知的学級」の設置校は小学校36校、中学校14校となります。居住地の場所によっては、保護者の送迎のもと、30分程度の時間をかけて通学している児童生徒もあり、利便性のよい学校に児童生徒が集中する傾向は強く、局地集中、大規模化といったことが課題となっております。

このような状況から、高木小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校、松ヶ丘小学校、和名ヶ谷小学校、小金北中学校に「知的学級」を開設することで、「知的学級」の大規模化を回避し、同地域の保護者にとっても、送迎の負担が軽減され、各校の特別支援教育の向上に繋がるものと考えております。

続きまして「(2) 固定型の自閉症・情緒障害特別支援学級」と、引き続き資料7をご覧ください。

現在、「情緒学級」は市内の小学校39校に設置されており、小学校の設置率は86.7%となっております。新設した場合には、「情緒学級」におきましては、小学校40校、中学校12校開設となります。

「情緒学級」においても、利便性のよい学校に児童が集中する傾向を鑑みますと、今後の局地集中・大規模化が課題となるところでございます。

このような状況から、横須賀小学校と古ヶ崎中学校に「情緒学級」を設置することで、移動に伴う安全上の不安や保護者の負担等の軽減に繋がり、特別支援教育の向上に繋がるものと考えております。

学校における開設の必要性についての詳細なご説明につきましては、資料5の4「市内特別支援学級の状況」に記載させていた

学務課長

だいております。

また、資料5の6には、「令和8年度の在籍予定」には、各校における令和8年度の在籍予定数を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、「知的学級」の新設及び通学区域の変更についてご説明いたします。

新設校は、高木小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校、松ヶ丘小学校、和名ヶ谷小学校、小金北中学校の6校です。

資料6の①の地図をご覧ください。令和8年度新設予定の小学校の「知的学級」の位置図になります。赤色が既に「知的学級」が設置されている小学校、黄色が令和8年度に新設する小学校となります。

資料6の②の地図でございます。左側が令和7年度、現在の通学区域を表し、右側が令和8年度変更予定の通学区域となります。高木小学校の「知的学級」の学区は、栗ヶ沢小学校からの分離となり高木小学校とします。

続いて、資料6の③でございます。令和8年度新設予定の常盤平第二小学校と常盤平第三小学校の「知的学級」の位置図になります。左側が令和7年度現在の通学区域、右側が令和8年度変更予定の通学区域でございます。常盤平第二小学校と常盤平第三小学校の「知的学級」の学区は、常盤平第一小学校から分離し、それぞれ常盤平第二小学校と常盤平第三小学校といたします。

資料6の④の地図をご覧ください。

令和8年度新設予定の松ヶ丘小学校の「知的学級」の位置図になります。左側が令和7年度現在の通学区域、右側が令和8年度変更予定の通学区域となります。松ヶ丘小学校の「知的学級」の学区は、上本郷第二小学校から分離し、松ヶ丘小学校といたします。

資料6の⑤の地図をご覧ください。

令和8年度新設予定の和名ヶ谷小学校の「知的学級」の位置図になります。左側が令和7年度現在の通学区域、右側が令和8年

<p>学務課長</p>	<p>度変更予定の通学区域となります。和名ヶ谷小学校の「知的学級」の学区は相模台小学校から分離し、和名ヶ谷小学校といたします。また、これにより、大橋小学校が相模台小学校と隣接しないこと、大橋小学校は、和名ヶ谷小学校と隣接することを踏まえて、大橋小学校の「知的学級」の学区につきましても、相模台小学校から分離し、隣接する和名ヶ谷小学校といたします。</p> <p>資料6の⑥の地図をご覧ください。</p> <p>令和8年度新設予定の小金北中学校の「知的学級」の位置図になります。左側が令和7年度現在の通学区域、右側が令和8年度変更予定の通学区域となります。小金北中学校の「知的学級」の学区は、小金中学校から分離し、小金北中学校といたします。</p> <p>次に「情緒学級」の新設及び通学区域についてご説明いたします。</p> <p>新設校は、横須賀小学校、古ヶ崎中学校の2校でございます。</p> <p>資料6の⑦の地図をご覧ください。</p> <p>令和8年度新設予定の小学校の位置図になります。横須賀小学校は、松戸市の北部に位置し、黄色で示してございます。「情緒学級」の通学区域は、小学校につきましては全域としております。</p> <p>資料6の⑧の地図をご覧ください。</p> <p>令和8年度新設予定の古ヶ崎中学校の「情緒学級」の位置図になります。左側が令和7年度現在の通学区域を表し、右側が令和8年度変更予定の通学区域となります。古ヶ崎中学校の「情緒学級」の学区は、第一中学校から分離し、古ヶ崎中学校といたします。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上となります。</p> <p>議題（1）「知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について」、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。ただいま学務課長から説明がございましたこの件について、何かご質問、ご意見ございますか。</p>

<p>委員</p>	<p>新設は、安全・安心な通学を可能にするということで、大変結構なことだと思っております。質問ですが、資料を拝見しますと、安全、安心な通学の他に、学級の大規模化を回避していくという文言が出てまいります。これはどのような状況なのか、どんな問題があるのか、ご説明願います。</p> <p>それから、もう 1 点、自閉症・情緒学級における通学区域の説明を見ると、小学校の通学区域は市内全域、中学校は通学区域が指定とあります。この違いは、今までの経緯からきていると思いますが、これについても可能な限りで結構ですので、教えてください。</p>
<p>学務課長</p>	<p>はい。ご質問ありがとうございます。それではまず、質問の 1 点目です。利便性のよい学校に集中し、大規模化となってしまうということにつきまして、特別支援学級数が多数ある学校もあれば、1 クラスしかない学校もある状況となっております。学級数が多くなることで、学校によっては、施設的に教室が不足する場合も出てくることなど、そういったところを回避するようにしなければいけないかなということを考えております。</p> <p>2 点目です。</p> <p>自閉症・情緒学級の学区について、中学校は学区を定めているが、小学校は、学区が市内全域となっていることにつきましては、当初、平成 21 年度には、6 校に「情緒学級」が設置されておりました。南部小学校、旭町小学校、上本郷小学校、常盤平第一小学校、六実第三小学校、栗ヶ沢小学校、という記録があります。当時は学区が市内で比較的バランスよく設置されておりました。その後、平成 22 年度、7 校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設することに伴い、平成 21 年度の学区審議会にて、学区が隣接する場合や、自校のみの学区となる場合があることなど、学区の広さに偏りが生じたため、学区を定めないこととした経緯がございます。</p>

学務課長	<p>そこから現在まで、小学校においては、学区を市内全域ということにさせていただきます。</p> <p>なお、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、当初は第一中学校のみに設置されていましたが、その後、金ヶ作中学校に設置され、その時は2校で市内をほぼ2等分し、それぞれの第一中学校の学区、金ヶ作中学校の学区としておりました。</p> <p>ここから平成29年度には第六中学校に、また平成31年度には常盤平中学校や新松戸南中学校に開設したことで市内5校体制になった際には、学区を市内5等分に学区を定めてきた経緯がございます。以降徐々に中学校においても開設校が増えてきましたが、その都度、学区を定めてきているという経緯がございます。それが、小学校と中学校の違いといったことでございます。以上です。</p>
議長（会長）	回答でよろしいですか。
委員	はい。
議長（会長）	<p>他にご質問ございますか。</p> <p>特にないようでしたらここで審議を終結して、採決に入らせていただいでよろしいですか。</p> <p>諮問されました「(1) 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更」について妥当であると承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認について賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
委員一同	(委員一同挙手あり)
議長（会長）	<p>それでは全会一致で「(1) 知的障害特別支援学校及び、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更」については、承認されました。</p>

<p>学務課長</p>	<p>次に「(2) 規程にない新住所等の学区の変更」についての審議に入ります。</p> <p>このことについて、教育委員会から説明をお願いいたします。</p> <p>議題(2)「松戸市立小学校、中学校通学区域に関する規定に記載のない新住所等の学区の変更」についてご説明いたします。</p> <p>資料8をご覧ください。</p> <p>松戸市内の小中学校の通学区域内において、新しく家屋が建った場合などに地番が新しく設定されることがございます。そのため、規程に記載がなく、学区設定がない当該地番について、新たに学区設定を行い、規定に追加するものでございます。</p> <p>また、小字名などの表記の誤りが判明したものについて、規程の字句の改正を行うものでございます。</p> <p>表記の誤りが確認された地番につきまして、二重線を引きました。また、追加変更がある場合には、直後に修正後の正しい地番を記載しております。</p> <p>資料9では、今回追加する地番の大まかな位置をあらわしております。</p> <p>資料10は、議案(1)及び議案(2)の内容について、規程の改正案になります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ありがとうございました。ただいま、学務課長から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>それではですね、特にご質問等無いようですから、これで審議を終了してよろしいですか。それでは採決に入らせていただきたいと思います。</p> <p>諮問されました「(2) 規程にない新住所等の学区の変更」について、妥当であると、承認してよろしいでしょうか。</p>

議長（会長）	承認について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	（委員一同挙手あり）
議長（会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは全会一致ですね、「（２）規程にない新住所等の学区の変更について」は、承認をされました。</p> <p>これで本日の議題は以上になります。本日皆様のご審議いただいた内容で答申書を作成したいと思います。答申書の細かい文面の確認については、私、会長に一任していただくということでしょうか。</p>
委員一同	（委員一同異議なし）
議長（会長）	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、完成しました答申書を、各委員には後日郵送させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しします。</p>
司会	<p>恩田会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして「その他」として、皆様から何かご連絡事項等はいかがでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、それでは以上をもちまして、令和7年度第1回松戸市学区審議会を閉会いたします。本日はご審議いただき、誠にありがとうございました。</p>